

答 申

第1 審査会の結論

当審査会の審査の対象となった実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年11月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（一社）〇〇〇〇〇〇〇〇に対して行政が行った補助、事業委託、使用許可、行政処分等の内容と、それらにまつわる申請内容のわかる文書すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年12月11日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、
（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、
（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 平成29年4月27日付け対応記録（件名：多文化共生・国際化推進モデル事業補助金の応募に関する問い合わせ）
- イ 平成29年5月30日付け起案「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金第2次審査の実施について」のうち、以下の文書
 - （ア）多文化共生・国際化推進モデル事業補助金（提案書確認シート）（受理番号29-1）
 - （イ）平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金応募事業一覧表（H29.5.30時点）のうち、（一社）〇〇〇〇〇〇〇〇に係るもの
 - （ウ）「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金第2次審査（プレゼンテーション）の実施について（通知）」（案2-1）及び添付書類
 - （エ）平成29年5月15日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇から提出された奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金企画提案書及び添付書類
 - （オ）日本国橿原市と大韓民国釜山経商大学校との連携協力に関する覚書調印式資料
- ウ 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション発表団体受付名簿（平成29年6月11日実施）
- エ 多文化共生・国際化推進モデル事業補助金審査会の議事録に係る起案のうち、以下の文書
 - （ア）平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業提案団体プレゼンテーション議事録（14:00～15:15 県庁主棟5階第1会議室（大・東）
 - （イ）平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業プレゼンテーショ

ン終了後議事録（15:45～16:30 県庁主棟5階第1会議室（小・西）

- (ウ) 2017年6月11日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇から提出されたプレゼンテーション資料「海外からの来訪者向け宿泊ガイドブック作成業務」
- オ 奈良県ホームページに掲載された「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会議事の概要について」の案
- カ 平成29年6月15日付け起案「平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金にかかる採択事業の決定について」のうち、以下の文書
 - (ア) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金審査結果一覧表（案1）
 - (イ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金に係る審査結果について（案2-1）及び添付文書
 - (ウ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金採点結果等一覧表のうち（一社）〇〇〇〇〇〇に係るもの
 - (エ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション（平成29年6月11日実施）に係る事業審査表
- キ 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金採択事業一覧に係る奈良県ホームページ掲載案
- ク 平成29年6月30日付け支出負担行為決議書及び添付資料（決議番号00078）のうち（一社）〇〇〇〇〇〇に係るもの
- ケ 平成29年9月1日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇から提出された「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金 事業中間報告書」及び添付書類
- コ 平成30年3月30日付け起案「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金にかかる額の確定について」及び添付資料
- サ 平成30年4月17日付け支出命令書（決議番号0007802）及び添付資料

(2) 開示しない部分

- ア 個人の電話番号及び肖像
- イ 個人（公務員、法人及び団体の役員（平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション出席者を除く。）、旅客部門代表及び本部長並びに釜山経商大学校の総長及び教授を除く。)
- ウ 法人の従業員のメールアドレス
- エ 貸借対照表のうち、流動資産、繰延資産、流動負債、負債及び純資産、資産の部、負債の部及び純資産の部の各合計を除く科目及び金額
- オ 損益計算書のうち、当期純利益金額を除く科目及び金額
- カ 販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書並びに注記表のうち、標題、法人の名称及び事業年度を除く部分
- キ （一社）〇〇〇〇〇〇の取引先（日本郵便株式会社を除く。）が分かる記述
- ク 法人の一部のメールアドレス
- ケ 団体調書のうち、奈良県芸術短期大学文化祭視察に係る経費総額
- コ 一般社団法人〇〇〇〇〇〇定款及び定款認証証書
- サ 奈良県職員のメールアドレス

(3) 開示しない理由

- ア 2(2)のアからウまで
条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イ 2(2)のエからコまで
条例第7条第3号に該当

法人及び団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

ウ 2(2)のサ
条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年12月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、2(2)のエからカまで並びにケ及びコ（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

平成31年1月15日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開部分の公開

第2の2(2)のエ、オ、カ、ケ、コ

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

第2の2(2)のエ、オ、カ 公益性による公開

第2の2(2)のケ、コ 法人情報非該当

(2) 反論書

ア 本件の一般社団法人「〇〇〇〇〇〇」（以下「a」と呼びます。）は、橿原市や市教委に対して「後援申請」その他の理由により各種書面を提出しており、その中にはaの「定款」も含まれていますが、橿原市は市民からの情報公開請求に対して全部公開しています。

橿原市が「法人の正当な利益を害するため秘密にするべき」と判断しなかった情

報について、奈良県が「法人の正当な利益を害するため秘密にするべき」と判断していることに疑問を感じます。

奈良県情報公開条例の解釈運用基準には、「すでに公にされている情報は、公にしないよう、仮にaが求めたとしても公開される」ことが記されております。

実際問題としては、法人にとって定款というものは、各種事業申請に際してしばしば行政に提出しなければならないものであり、行政側もこれを市民に公開している先例もあるわけで、「公にされることを予想して作成している情報」であると言えるでしょう。

現に、この定款には、役員報酬などのナイーブな情報は「別途定める」としていて、直接うたいこんでおらず、定款の内容が世に知れたとしても特に問題があるとは思われません。

同運用基準P. 31では、「利益を害するおそれ」の判断については、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」とされており、これについての具体的な説明がないのであれば、情報は原則公開にならなくてはなりません。

イ 本件補助事業については、事業者が非営利団体であること、過去3年分の決算書の提出が必須であったところ、aはこれらの要件を満たしていなかったため、奈良県に対して「自分たちは委託事業を受け利益をあげている団体であるが補助金申請可能か、また設立後3年経っていないため、3年分の決算書を提出できないがどうか」と問い、完全に営利目的の企業であれば、申請すらかなわないところ、「特別扱いを許すなんらかの判断」により、「非営利的であり、申請可能」との回答を得て、実際に補助金の交付を受けました。

世の中には、あまたの非営利団体（NPO等）がありますが、その定款や団体運営のための全体決算書のたぐいは、県に対して提出され、公開されています。

また、補助金の交付を受けている自治会などは、橿原市に対して定款や団体運営上の全体決算書のたぐいを提出し、それらもまた、行政文書の情報公開決定を受けております。

この種の情報公開請求を、私はかなりの数、行ってきましたが、法人の「定款」が黒塗りにされた事例などというものには当たったことはありません。

そもそも、非営利的団体と見なされるのであれば、守るべき大きな利益などという大それたものも、おのずから限定されるのですから、定款程度を公開したところで、利益を侵害するなどということもあろうはずがありません。

県は、aについて、あたかもNPOと同レベルの非営利性を認めて、補助金の交付までしているのですから、その判断に至った理由を、根拠資料であるaの「定款」や「団体全体の決算書」の表記にのっとって説明頂かなくてはなりません。

それが、そもそも「定款」すら公開しないというのでは、営利団体aに対する補助金支給を行った県による特別扱いの判断そのものが、恣意的であったと見られても仕方がないのではないのでしょうか。

もしも、説明ができず、情報の非公開が是とされるのであれば、営利団体の利益を保護し、私的資産を形成するために公費の補助金支給が行われた行政手続きに瑕疵があったことになりかねないと思います。

ウ 以下、あえて補足して申し述べておきます、

県が、本件について、aを営利団体ではなく、非営利団体と分類したことは、大

きく世間の常識から外れています。

非営利と営利の違いは、一般には、「出資者に利益を分配するかしないか」であって、本件文書によって述べられているような「剰余金や残余財産を設立者に分配するかどうか」は関係がありません。

一般社団法人は、法により「剰余金や残余財産を設立者に分配しない」ルールが適用されていますが、にもかかわらず、一般社団法人には収益事業が許されており、営利団体としての設立が普通に行われているのです。

また、外形的には、非営利団体は行政庁の許可・認可により設立されるものであって、許認可なしに設立できる一般社団法人はこれにも当てはまりません。

さらに、県は、aに関して、「団体のあげた売上げは団体の運営に回されていると聞いた」と述べているようですが、決算書によって確認できたのかどうかは言及がなく、詳細も不明なことから、根拠が薄弱で評価できないものと考えます。

aに関しては、定款においてその説明がないので、「団体の運営に使う」という表現で理事報酬や職員への給与が発生している可能性がありますし、そのこと自体を県が是とするのか非とするのか、県としての、営利団体・非営利団体の選別につながるものかも不明です、

これらの事実に鑑みると、県が判断のため、あるいは補助金交付のためにaより取得した定款や決算書については、aの非営利性と補助事業の正当性を証明するために、県民に公開し、理解を得るべきことは本件事業にとって最低限の説明責任ではないかと思えます。

エ 当該補助事業において、作成されたパンフレットが配布された先と称された企業の一覧を見ると、すでに廃業している企業が多数含まれていることが明らかです。

また、現存するいくつかの企業に問い合わせをしていますが、そのようなパンフレットは見えていないという返事を聞いております。

aが提出している事業報告書に虚偽があるため、補助金の一部不正受給があることを確信しております。

全容を公開し、県民によるチェックを受けなければ、公金が無駄になります。

補助事業の決算はもちろんですが、本件の決算書類すべてについて、情報公開条例上の「県の財産を保護するため公開すべき特別な理由」があるものと考えます。

なお、aに関しては、別途、樫原市から受給した補助金に関しても執行上の疑問があり、早急に団体の全容を把握する必要性を感じていることを申し添えます。

(3) 口頭意見陳述

私が公にする公益上の必要があると言っていることに対して、実施機関は弁明書において、その客観的な証拠が示されていないと主張している。それでは、私が客観的な証拠を示せば開示されるということなのだろうか。実施機関は、私の主張は公益上の理由に当たらないと特に理由なく断言しているが、それは実施機関の主観にすぎない。

一般社団法人〇〇〇〇〇〇が実施機関から補助金の交付を受けたのは、外国人が日本に来たときの観光マナーについてアドバイスする、外国人向けパンフレットを作り、奈良県内の旅館・ホテルに対して発送する事業である。一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇が発送先のリストとして活用した旅館・ホテルの一覧表では、廃止された宿泊業者等が削除されていない。300程度の旅館・ホテルの名称が記載されているが、そのうち半分程度が廃止されている業者である。一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇に

は、その名簿の業者に対してパンフレットを発送したことで補助金が交付されているが、そのような雑な実務で良いのか疑問である。電話帳と比較すれば、営業している業者なのかどうかは分かる。実施機関には、税金の無駄遣いになってはいけないので、返送されていることが分かる書類を〇〇〇〇〇〇に求めてはどうか、この事業がそもそも良い事業なのかどうか判断されるのは、この事業を担当する国際課長の仕事ではないかというお話をさせていただいていたが、まだ回答をもらっていない。

櫃原市にある旅館等の登録しか確認していないが、約300のうち290ほどが廃業されている業者である。10箇所だけパンフレットの郵送に成功したというような事業であったとしても、税金の無駄とは言われまいのだろうか。無駄か無駄ではなかったかということをはっきりとしないままに、公益上の理由がないからこれについて公開する必要がないと国際課長は極めて個人的な主張を展開している。私の主張が主観的だということであれば、発送先の旅館業者の方に対して、アンケートのメールを出して、どれくらい返送されているのか確認した上で、客観的証拠を提出させていただくことによって、税金の無駄遣いであるという私の主張につながる。この情報公開は公益に資するためのものであるという主張につなげさせていただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が、多文化共生の推進及び地域の国際交流・協力活動の促進を図ることを目的として実施した多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業において、一般社団法人〇〇〇〇〇〇が実施機関に提出した企画提案書、交付申請書及び実績報告書並びに実施機関が作成した審査関係書類、補助金支出関係書類、補助金額確定関係書類等である。

2 不開示の理由について

(1) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

審査請求人は、本件不開示情報のうち第1の2（2）ケ及びコについて、条例第7条第3号に該当しないため開示すべき旨主張している。

第1の2（2）ケについては、当該法人の活動実績に関する情報のうち、公にされていない個別具体的な事業費の額であり、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある情報として不開示としている。ただし、団体調書の記載

内容のうち、日本文化体験教育旅行プログラムにかかる経費総額については、当該法人が地方公共団体との間で締結した契約書が添付されており、公金の使用用途に係る情報であると確認できるため開示している。

また、第1の2(2)コについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第14条に基づき、当該法人の社員及び債権者のみ閲覧を請求できるものとされていることから、法人が内部的に管理する権利を有する情報であり、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある情報であるとして不開示としている。

これらのことから、本件不開示情報のうち第1の2(2)ケ及びコは、条例第7条第3号本文に該当する。

また、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報のうち第1の2(2)ケ及びコは、条例第7条第3号に該当する。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

実施機関は、本件不開示情報のうち第1の2(2)エからカまでを条例第7条第3号に該当するものとして不開示としたが、審査請求人は、実施機関は条例第9条に基づき開示すべきであると主張している。

条例第9条にいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度な行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するものであると解されている。

公益上の理由による裁量的開示においては、個別具体的な事例の特殊事情、例えば、住民の健康被害や環境汚染に関する情報で、住民が受ける不利益の解消や風評被害の防止等の対策を早急に講じなければならないような事情を考慮しながら公益との比較衡量を行うものである。

審査請求人がいう「公益」は、当該法人と地方自治体の間の事務手続き等を明らかにすべきであるというものと推察されるが、それは審査請求人自らの当該法人に対する主観的見解の域を出ないこと、また、先ほど述べたような、本件において考慮すべき特殊な事情は存在しないことから、本件不開示情報のうち第1の2(2)エからカまでを開示することで害される当該法人の正当な利益を上回る公益上の必要性は認められず、実施機関が公益上の裁量的開示を行わないことに、裁量権の逸脱ないしその濫用はない。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が妥当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、多文化共生の推進及び地域の国際交流・協力活動の促進を図ることを目的として、多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業を実施した。

本件行政文書は、平成29年度に公募型プロポーザル方式により実施した多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業（以下「本件補助事業」という。）において採択された「海外からの来訪者向け宿泊ガイドブック作成業務」の応募及び実施に当たり、一般社団法人〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が実施機関に提出した企画提案書、交付申請書及び実績報告書並びに実施機関が作成した審査関係書類、補助金支出関係書類及び補助金額確定関係書類等である。

3 本件決定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が不開示とした情報のうち、団体調書に記載された奈良芸術短期大学文化祭視察に係る経費総額（以下「視察経費総額」という。）及び一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款及び定款認証書（以下「本件定款等」という。）について条例第7条第3号に該当しないため開示すべき旨、貸借対照表に記載された科目及び金額（流動資産、繰延資産、流動負債、負債及び純資産、資産の部、負債の部及び純資産の部の各合計を除く。）、損益計算書に記載された科目及び金額（当期純利益金額を除く。）、販売費及び一般管理費内訳書の科目及び金額、株式資本等変動計算書の科目及び金額並びに註記表のうち標題、法人の名称及び事業年度を除く部分（以下「本件財産情報等」という。）について、条例第9条に基づく公益開示を求める旨主張している。

(1) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第3号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等

又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 視察経費総額について

視察経費総額は、本件法人が本件補助事業への応募、補助金申請及び実績報告等に際し、実施機関に提出した団体調書に記載されており、本件法人の活動実績に係る情報である。

実施機関は、本件決定において、団体調書に記載された本件法人の活動実績のうち、視察経費総額を不開示としているが、その余の活動実績に係る情報については開示している。

この点について、実施機関は弁明書において、視察経費総額は公にされていない個別具体的な事業費であるところ、日本文化体験教育旅行プログラムに係る経費総額については、本件法人が実施機関に提出した企画提案書に、地方公共団体との間で締結した当該事業に係る契約書が添付されており、公金の支出に直接関係する情報であると確認できるため開示した旨説明している。

そうすると、団体調書の活動実績欄の記載は地方公共団体との契約等、公金を支出したものに限られるか否かが問題となるが、この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、団体調書の活動実績欄については、国際交流事業の実施状況を確認することを目的として記載を求めているものであり、地方公共団体等との委託契約や補助事業（以下「公金に係る事業」という。）に限られるものではなく、視察経費総額が公金に係る事業であるか否かを含めて、本件法人自ら公にしていることが確認できなかったため、視察経費総額を不開示とした旨説明している。

そこで、当審査会が事務局を通じて、視察経費総額が補助事業に係る経費として公にされているか否かについて確認したところ、視察経費総額が公にされている事実は確認できなかった。

したがって、視察経費総額は、公金に係る事業の経費ではなく、本件法人が公にしていない個別具体的な事業費に係る情報であるとする実施機関の主張について、特段不自然不合理な点は認められない。

そして、視察経費総額については、本件法人の具体的な事業活動の内容を明らかにする情報であると考えるのが相当であることから、視察経費総額を開示することによって、一般には公にされていない当該法人の個別具体的な事業活動の実態が明らかになると認められる。

これらのことから、視察経費総額については、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、視察経費総額は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

イ 定款等について

一般社団法人の定款等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第14条第1項において、当該法人に備え置かなければならない旨、同条第2項により、定款については、社員及び債権者に限

り閲覧を請求する権利を有する旨規定されている。そして、当該規定が設けられた趣旨は、一般社団法人の社員及び債権者が当該法人の組織について理解した上での行動を可能とすることで、当該法人の社員及び債権者の権利行使に資することを目的としているものと解されている。

また、登記簿の附属書類としての定款等については、一般社団法人法第330条に基づき準用される商業登記法（昭和38年法律第126号）第11条の2において、当該法人に利害関係を有する者に限り閲覧できる旨規定されている。

そして、一般社団法人の定款等については、当該法人の根本原則が規定された法人格の根本に関わるものであると解されており、通常、一般に公にされていないものであることから、定款等を公にした場合、本件法人の組織・運営の根本方針とともに、社員総会の決議方法及び理事会の決議方法など本件法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、定款等は、条例第7条第3号アに該当し、また、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、定款等は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

ウ 本件財産情報等について

一般社団法人の各事業年度における貸借対照表については、一般社団法人法第128条第1項において、定時社員総会終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない旨、同条第2項において、当該法人が大規模一般社団法人である場合には貸借対照表及び損益計算書を公告し、大規模一般社団以外の一般社団法人である場合には、貸借対照表を公告しなければならない旨規定されている。さらに、同項において、大規模一般社団法人以外の一般社団法人が、官報により貸借対照表を公告する場合には、その要旨を公告すれば足りる旨規定されている。

この点、直近の定時社員総会で承認を受けた貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の一般社団法人を大規模一般社団法人という旨、一般社団法人法第2条に規定されているところ、本件決定において既に開示されている本件法人の貸借対照表の負債の部に計上した額は200億円に満たないことは明らかであることから、本件法人は大規模一般社団法人には当たらないと認められる。そして、本件法人の公告は、官報により行うこととされていることから、本件法人の貸借対照表に記載された情報は、公告されている情報を除き、本件法人において一般に公にする義務はないものと認められる。

そうすると、本件法人の貸借対照表に係る公告に、本件財産情報等と同様の情報が含まれているか否かが問題となるが、この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、当該法人の貸借対照表の要旨が公告されている官報が確認できなかったことから、他の一般社団法人が官報において公告している部分について開示し、その余の部分については不開示とした旨説明している。

そこで、当審査会において、官報に公告されている本件法人以外の一般社団法人の貸借対照表の要旨を見分したところ、本件財産情報等に対応する事項が公告されていることは確認できなかったことから、当該法人に本件財産情報等と同様の情報を公告する義務を課されているとまでは認められない。

次に、一般社団法人の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書及び註記表（以下「貸借対照表等」とい

う。)等については、法第129条第3項において、当該法人の社員及び債権者に限り閲覧を請求することが認められていることから、本件法人に貸借対照表等を一般に公にする義務は課されていないものと認められる。

一般社団法人の貸借対照表等については、法人の運営に要する経費の詳細な内訳が記載されており、本件法人の財務状況及び資産運用の実態等を示すものであると考えるのが相当である。そして、本件財産情報等と同様の情報について、本件法人が一般に公にする義務があるとまでは認められないことを考慮すると、本件財産情報等を開示した場合、本件法人の財務状況等が明らかになることから、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件財産情報等は条例第7条第3号本文に該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、本件財産情報等は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1項の情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

審査請求人は、実施機関は条例第9条に基づき本件財産情報等を開示すべきである旨主張しているので、以下検討する。

条例第9条にいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度な行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するものであると解されている。

そして、個別具体的な事例の特殊な事情によっては、条例第7条各号の不開示情報に該当する場合であっても、これを開示することによる公益が、不開示とすることによって保護される利益を優越すると認められる場合がありうと考えられる。

この点、審査請求人は、本件補助事業において、本件法人が旅館業者に送付したパンフレットの送付先となった旅館業者には廃業している者も含まれていることは明らかであって、本件補助事業が公金の使途として適切であったか否かを県民が確認することが必要であることから、実施機関は条例第9条に基づき本件財産情報等を開示すべき旨主張している。

しかし、審査請求人は、条例第1条において規定されている情報公開制度の目的と同趣旨の主張を行っているにすぎず、条例第7条各号に定める不開示情報は、情報公開制度の目的を踏まえてもなお、不開示とすることに合理的な理由がある情報であることから、本件財産情報等について、実施機関が裁量的に開示しなければならない、本件特有の特殊な事情があるとは認められない。

また、本件補助事業に係る補助金の使途に関する部分については、本件において既に開示されていることを踏まえると、本件財産情報等を開示することにより、条例第7条第3号により保護する利益を上回る公益上の必要があるとも認められない。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件財産情報等を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

以上のことから、本件財産情報等を条例第9条に基づき開示すべきであるとする

審査請求人の主張は当たらない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成31年 1月15日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成31年 2月19日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 元年11月29日 (第236回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年12月25日 (第237回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。
令和 2年 1月31日 (第238回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 2月27日 (第239回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 2年 3月18日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	